

## 2 各種広域行政制度の比較

	広域連合	都道府県合併
性 格	・特別地方公共団体	・普通地方公共団体
法的位 置づけ	・地方自治法第291条の2～291条の13	・地方自治法第6条の2第1項（平成17年4月1日施行）
組 織	・直接選挙又は間接選挙による首長と議員	・現在の都道府県に同じ
権 限・ 事 務	・事務の共同処理（県の事務と市町村の事務でも可） ・国から直接権限移譲を受けることができる。	・現在の都道府県に同じ ・広域的観点から国が担っている権限等について移譲を受けやすくなる（と言うより移譲を受けられないと合併の効果は大きく低下する）
税財政	・構成団体からの分担金等	・現在と同じ
設置又 は移行 手続き	・構成団体の議会の議決及び総務大臣（県が加入するもの）の許可	・関係都道府県が県議会の議決を経て申請し、国会の承認を経て閣議で決定する（法第6条の2施行前は、第6条第1項に基づき特別法が必要）
想定県 数	・2県～3県	・2県～4県
特 徴	・特定課題の解決に適している（交通、環境、水資源、観光等） ・広域的観点から国が担っている権限の移譲の受皿となりうる。 ・現行法に規定がある点では比較的設計が図りやすい。	・規模のメリットが働くことにより、合理化に資するとともに大規模な事業の実施や重点的な施策の推進が可能となる。 ・広域的、総合的な視野に立った地域づくりが可能となる。 ・広域課題に対する意思決定の迅速化が期待できる。 ・広域的観点から国が担っている権限の移譲の受け皿となりうる。
問題点	・特定の課題に限られる。 ・他の事業分野との連携・調整という点では難しくなる面あり。 ・重要な意思決定については、実質的には広域連合限りでは困難である。 ・効率性には欠ける。	・現在の府県制度は、明治以来100年以上存続しており、県民の意識にかなり定着している。 ・三重県の伊賀地域や静岡県 <small>の東部</small> ・伊豆地域等は、他地域との結びつきが強い。 ・市町村合併が進まないと、市町村数が多くなりすぎる。 ・全国的には、合併から取り残される地域が生じる可能性がある（その場合国に強力な調整機能が残る）
評価の ポイント	・設立までの調整や運用上の問題等に比べて著しい効果が見出せるかどうか。 ・広域的政策・戦略の総合的企画立案を担う広域連合も考える。	・東海三県のような経済・社会的に一体性のある地域や、人口が少ない地域には、地域全体としてはメリットがある。 ・短期的な「狭い県益意識」から脱却した中長期的な「開かれた県益意識」が必要。 ・地域において主体性をもって移行することができる。

道州制 A	道州制 B(準連邦制)	連邦制
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広域自治体（県を残しその上に道州を設ける議論もある。かつては国の機関とする議論も。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家（権限が一部制約）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな法制度（通常は憲法改正不要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左（場合により憲法改正必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな法制度（通常は憲法改正必要）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接公選による首長と議員又は議員内閣制（議員の選挙の際に各政党が首長候補を明示する方法も）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体で担うべき事務を、基礎自治体に移譲した後の現在の都道府県の事務及び国の地方支分部局の事務等</li> <li>・条例制定権を強化し、<u>現在国が法律で行っている政策・制度づくりを担うことが必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>立法権の分割又は大幅な分権（条例制定権の強化）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法権、司法権を有し、外交等連邦に委ねる権限以外については、完全に独立した権限を有する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな税財政制度の創設（自主財源である地方税の大幅拡充と財政調整の仕組みがポイント）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基礎自治体への交付税は州が配分</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立・固有の税財政制度（財政調整を行うか）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律で定める（全国一斉に移行する方法と、一定の道州の要件に合致した場合に順次移行する方法が考えられる。）</li> <li>・<u>現在の県域を分けるケースもありうる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国一斉の移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法で設置（一部の地域のみ連邦に近い独立性をもった自治州となることも考えられる。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3県～4県（～9県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（4県～）5県～9県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（4県～）5県～9県</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>権限や税財政面での自立性が大きく高まる。</u></li> <li>・<u>世界を視野に入れた戦略的な地域づくりが可能になる。</u></li> <li>・国内でも知恵と工夫による真の地域間競争が可能となり、活力が高まる。</li> <li>・<u>首長経験が、日本のリーダーの養成過程になりうる。</u></li> <li>・地方支分部局の事業に住民のガバナンスが及ばない点が解消される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左の効果がさらに高まる。</li> <li>・規模のメリットが大きくなる。</li> <li>・全国的にも州が広域化し、自立性が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ完全に自立した行財政運営が可能になる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国との権限・事務、財源、職員、資産（含負債）の調整が大きな課題。</u></li> <li>・住民や基礎自治体との時間的・心理的距離が遠くなるとともに、地域の実情に疎くなる可能性がある。</li> <li>・道州が条例で国に代わって制度作りを担う場合、市町村の条例との関係が問題になる。</li> <li>・首都圏の州が強大になる懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や基礎自治体との距離がさらに遠くなる。</li> <li>・東海北陸で州を形成する場合、地域的な一体性が強いとは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の歴史・風土や国民意識に馴染むのか。</li> <li>・行政運営コストが効率的かどうかは検証を要する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実現性がある程度あり、地方の権限が強いという点では望ましい。</u></li> <li>・基礎自治体の自立が進まないと、道州の機能や運営が制約される可能性がある。</li> <li>・制度の移行は、合併の場合より国の主導性が強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州の権限が格段に強化される一方、一層の広域化から自治の単位として適切かという問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民全体として、この国のあり方を変えようという強い意思がないと難しい。</li> </ul>